

市民タクシー運行事業 利用者運賃改定一覧

資料2-3

No.	自治振興区名	名称	支部・自治会名	地区名	契約タクシー会社	改定前利用者運賃	改定後利用者運賃
1	帝積	帝積市民タクシー	帝積自治振興区	始終荒神	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	800	1,100
2		帝積市民タクシー	帝積自治振興区	土生・夏森	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	900	1,400
3		帝積市民タクシー	帝積自治振興区	宇山中	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	500	600
4		帝積市民タクシー	帝積自治振興区	宇山東	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	500	700
5		帝積市民タクシー	帝積自治振興区	宇山下	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	700	900
6	久代	久代東市民タクシー	東支部	久代12区（大仁吾）	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	300	600
7		久代東市民タクシー	東支部	久代13区（高野）	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	500	800
8		久代東市民タクシー	東支部	久代15区（丸山）	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	300	700
9		名倉市民タクシー	中支部	名倉	エクシードタクシー(有) 東城交通・東城営業所	400	700

※説明

利用者運賃とは、市民タクシー（乗合）に乗車された際に利用者の方が1人当たり支払う額のことです。

今回の利用者運賃の改正は、令和7年11月のタクシー自動認可運賃（**運行料金**）の改定に基づき、タクシー事業者が自治振興区へ協議され運行料金（運行料金は各地区から目的地までの距離が異なることから額が異なります。）が値上げしていることから、利用者が負担する1人当たり利用者運賃についても値上げしたいとするものです。